

## 令和8年度高島町介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護に従事する人材の確保及び定着を図り、もって介護サービスの質の向上に資するため、介護福祉士実務者研修（以下「実務者研修」という。）の受講に要する費用を負担する介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対し、町長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、高島町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業 次に掲げる事業をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業

エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

(2) 介護サービス事業者 前号に掲げる事業を行う介護サービス事業所を町内に有する法人をいう。

(3) 介護職員 事業者が直接雇用し、町内の介護サービス事業所において介護業務に従事している者をいう。

(4) 受講料等 実務者研修の実施機関が受講に当たって定める受講料及びテキスト代とし、補講等に係る費用及び手数料を含まないものをいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、介護サービス事業者とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者における介護職員で、次の各号の要件をいずれも満たすもの（以下「交付対象修了者」という。）が受講し、修了した実務者研修の実施機関に直接支払った受講料等とする。

- (1) 令和8年度内に実務者研修を修了した者
- (2) 介護及び看護職員等で施設長などの管理職員ではない者

2 受講料等に対して、国、県又は他の地方公共団体等から同種の補助金等を受けている場合は、補助の対象としない。ただし、研修の実施機関における割引制度等を利用した場合については、その利用後の額を補助の対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、交付対象修了者1人当たり6万円を上限とする。ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 交付の対象となる交付対象修了者数は、1法人につき5人までとし、1人につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高島町介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（別記様式第2号）
- (2) 就業証明書（別記様式第3号）
- (3) 交付対象修了者の研修修了証明書の写し
- (4) 申請者が受講料等を支払ったことが確認できる領収書等の書類。ただし、受講者本人が受講料等を支払った場合は、受講者が研修機関へ支払ったことが確認できる書類及び申請者が受講者に対し受講料等を支払ったことが確認できる書類とする。
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付申請書は、補助金の実績報告書を兼ねるものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、受付順にその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、高島町介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第4号）に

より、申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 前条の規定により交付決定及び額の確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに高島町介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金請求書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を事業の目的以外に使用したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を直ちに返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。